

浜松市国民健康保険短期被保険者証交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険事業の健全運営及び被保険者間の負担の公平を図るため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条の規定に基づき、保険料を滞納している世帯主に対する被保険者証の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(短期被保険者証の交付)

第2条 次の各号のいずれかに該当する世帯主に対し、有効期限を原則として交付の日から起算して6ヶ月以内に短縮した被保険者証(以下「短期被保険者証」という。)を交付するものとする。

- (1) 現年度又は過年度保険料を滞納し、納付相談及び納付指導に応じない世帯主。
- (2) 納付相談及び指導において取り決めた事項について、誠意をもって履行しない世帯主。
- (3) 居所不明世帯(現に資格証明書を交付している世帯を除く。)の居所が判明した時点で、保険料を滞納している世帯主(本証が未交付となっている世帯主に限る)。
- (4) 新規加入世帯で、過去に滞納している保険料があり、再加入時の納付もしくは過去の納付約束に基づく納付がなく、今後の履行が見込まれない世帯主。
- (5) その他、特に区長が必要と認める世帯主。

(短期被保険者証交付の警告等)

第3条 短期被保険者証を交付しようとする場合、あらかじめ世帯主あてに「国民健康保険短期被保険者証の交付について(警告)」(第1号様式)を送付するものとする。

2 短期被保険者証を交付する場合は、世帯主あてに通知するものとする。

(短期被保険者証交付期間の解除)

第4条 短期被保険者証の交付を受けている者が、その期間中に次の各号のいずれかに該当する場合は、通例定める期限の被保険者証(以下「一般被保険者証」という。)を交付するものとする。

- (1) 滞納している保険料を納付したとき。
- (2) 納付誓約(分割納付誓約を含む。)の履行に誠意があり、滞納額が減少されると認められるとき。
- (3) その他区長が特に認めるとき。

(短期被保険者証の更新)

第5条 有効期間経過後、なお前条に該当しないときは、短期被保険者証の更新をするものとする。

2 短期被保険者証の更新をする場合は、世帯主あてに通知するものとする。

(資格異動が生じた場合の短期被保険者証の取り扱い)

第6条 短期被保険者証交付世帯に資格異動があった場合、納付相談及び納付指導を行ったうえで、保険料の納付状況を勘案し、一般被保険者証又は短期被保険者証を交付する。

(短期被保険者証の再交付)

第7条 短期被保険者証の再交付は、一般被保険者証の再交付の取り扱いに準じるものとする。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱の施行に関し、この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

浜松市長

国民健康保険短期被保険者証の交付について(警告)

あなたが滞納している国民健康保険料について、これまで催告書等により納付のお願いをしまいましたが、いまだに納付されていません。下記の納付指定期限までに納付されますよう通知いたします。

このまま保険料を納付されない場合は、現在所有の被保険者証とは異なる有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。

なお、納付指定期限までに納付が困難な場合には本通知書をお持ちのうえ、納付相談にご来庁いただくか、下記連絡先までご連絡ください。

また、期限までに保険料の納付確認ができない場合は、年 月 日交付の更新保険証を、短期被保険者証として郵送させていただきます。

記

- 1 納付指定期限 年 月 日()
- 2 納付相談先 区 課

市税と国民健康保険料を滞納している方で、滞納分を納付する場合は、国民健康保険料を納付しないと短期被保険者証の交付対象となります。

現在、会社の健康保険に加入されている方は国民健康保険の脱退手続きが必要になりますので、至急ご連絡ください。

問い合わせ先
浜松市 区役所 課
浜松市
電話